

守ろう交通ルール

《詳細》 地域生活課 ☎25-2380



交通事故に遭わないためには、歩行者も運転者も一人一人が交通安全の意識を習慣付けていくことが大切です。家庭・地域・学校などが協力し合い、交通事故のない明るいまちを作りましょう。

1

子どもを交通事故から守るために

保護者に「交通事故に遭ったら大変」「車に気を付けよう」という気持ちがなければ、子どもに交通ルールをいくら教えても安全な行動には結びつきません。保護者自身が交通ルールを正しく理解して、いつも安全通行を実践し「子どものお手本」になりましょう。

子どもが交通事故に遭う原因

子どもの視野は大人の3分の2程度なので、車の気配を察知しにくい

背が低いので見通しが悪く、歩道上の看板などが視野障害となり、近づいて来る車を見落としてしまう

子どもは道路交通のどのような場面でも、どのような行動をすると危ないかが、自分ではほとんど判断・理解ができない



子どもの交通事故の主な特徴

- 「歩行中」、特に「道路を横断中」の事故が多数を占める
- 「飛びだし」と「車の直前直後横断」が、事故の大半の引き金となっている
- 昼過ぎから夕方（14時～18時）にかけて事故に遭うことが多い
- 自宅から100メートル以内での事故が4割以上を占める
- 近くに信号機や横断歩道がない道路での事故が多い
- 保護者が同行している時の事故が多い

「うちの子に限って…」そんな気持ちが最も危険!!

2

絶対しない!させない!許さない! 飲酒運転の根絶!

道路交通法では、飲酒運転に厳しい罰則が定められています。規範意識をもって、安全で安心な社会をつくりましょう。



酒気帯び運転

呼気中アルコール濃度0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満

13点

免許停止90日

酒気帯び運転

呼気中アルコール濃度0.25mg/ℓ以上

25点

免許取消し
欠格期間2年

酒酔い運転

35点

免許取消し
欠格期間3年

欠格期間の上限は10年 …………… 点数は前歴およびその他の累積点数がない場合で、欠格期間とは、免許を取り消された場合に運転免許を受けることができない期間です。

運転者にも運転者以外にも厳しい罰が! …………… 運転者、車両の提供者、酒類の提供者、車両の同乗者にも懲役や罰金が科せられます。

運転者

酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

車両の提供者

酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者

酒酔い運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

3

慣れに潜む危険! ベテランドライバーも 安全運転の習慣を!

走り慣れた道路での気の緩みや、相手側が『止まってくれるだろう』『待ってくれるだろう』などの思い込みは危険です。しっかり安全を確認し、次のことに注意しましょう。

- ・ 停止線の手前で必ず止まる!
- ・ 体調不良時は運転しない!
- ・ 眠気を感じたら休憩する!
- ・ 全ての席でシートベルトの着用を!